# 平成十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成十六年政令第三十六号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

###### イ

高知県高岡郡大野見村及び幡多郡三原村

###### ロ

高知県吾川郡吾北村、高岡郡檮原町並びに幡多郡大正町及び大月町並びに宮崎県児湯郡西米良村及び東臼杵郡北浦町

###### イ

高知県高岡郡東津野村

###### ロ

宮崎県東臼杵郡南郷村及び北郷村

###### ハ

三重県飯南郡飯高町及び北牟婁郡紀伊長島町、島根県美濃郡匹見町並びに隠岐郡西郷町及び五箇村、徳島県那賀郡相生町、上那賀町、木沢村及び木頭村並びに海部郡海南町及び宍喰町、高知県土佐郡鏡村、吾川郡池川町及び高岡郡仁淀村、大分県南海部郡直川村並びに宮崎県児湯郡西米良村並びに東臼杵郡北川町、諸塚村及び椎葉村

###### イ

長崎県南松浦郡三井楽町

###### ロ

高知県土佐郡土佐町並びに長崎県南松浦郡上五島町及び下県郡厳原町

###### イ

宮城県桃生郡矢本町、河南町及び鳴瀬町

###### ロ

宮城県宮城郡松島町

###### イ

北海道勇払郡穂別町、沙流郡日高町及び平取町、新冠郡新冠町並びに中川郡本別町、長野県下伊那郡清内路村及び大鹿村、和歌山県西牟婁郡中辺路町、徳島県勝浦郡上勝町、麻植郡美郷村、美馬郡一宇村及び木屋平村並びに三好郡西祖谷山村、愛媛県越智郡魚島村、高知県高岡郡檮原町、大分県西国東郡大田村並びに宮崎県東臼杵郡南郷村

###### ロ

北海道沙流郡門別町

###### イ

岐阜県恵那郡串原村

###### ロ

新潟県東蒲原郡鹿瀬町、長野県上伊那郡長谷村、静岡県田方郡土肥町及び愛媛県越智郡宮窪町

###### イ

秋田県北秋田郡上小阿仁村及び山本郡琴丘町

###### ロ

秋田県南秋田郡五城目町、長崎県北松浦郡福島町並びに熊本県天草郡龍ケ岳町及び倉岳町

###### イ

北海道礼文郡礼文町、高知県高岡郡大野見村、長崎県南松浦郡三井楽町及び上県郡峰町並びに鹿児島県鹿児島郡十島村

###### ロ

長崎県南松浦郡玉之浦町

###### ハ

石川県鹿島郡能登島町並びに高知県土佐郡本川村及び吾川郡吾北村

###### 一

この表に掲げる区域は、平成十五年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

###### 二

平成十五年九月二十一日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十五号（同月十日に北緯二十一度二十五分東経百二十八度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十三日に北緯四十一度東経百五十六度において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

###### 三

平成十五年五月二十九日から同月三十一日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第四号（同月二十六日に北緯十五度五十分東経百十八度二十五分において台風となった熱帯低気圧で、同月三十一日に北緯三十三度五十五分東経百三十三度十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

###### 四

平成十五年六月十七日から同月十九日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第六号（同月十三日に北緯十一度十分東経百三十一度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十日に北緯三十七度三十分東経百三十三度四十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

###### 五

平成十五年八月七日から同月十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十号（同月三日に北緯十三度二十五分東経百三十九度三十五分において台風となった熱帯低気圧で、同月十日に北緯四十二度五十分東経百四十三度四十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

###### 六

平成十五年九月十日から同月十四日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十四号（同月六日に北緯十六度三十分東経百四十一度二十五分において台風となった熱帯低気圧で、同月十四日に北緯四十六度東経百四十三度三十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。